

くさび式足場用梁枠の認定基準の一部改正

(1) 材料等

現行のまま

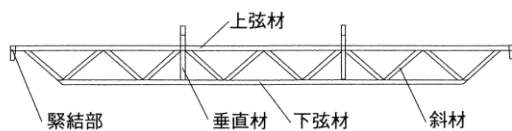
(2) 構造等

くさび式足場用梁枠は、中層用（足場の高さ~~31~~45m以下で使用するもの）と低層用（足場の高さ10m以下で使用するもの）とし、上弦材、下弦材及び、垂直材及び連結材等を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

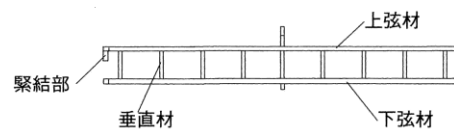
- a くさび式足場の構面の一部（幅3スパン以下）に架設できる構造のものであること。
- b 上弦材は外径42.4mm以上（ $42.7 \pm 0.25\text{mm}$ ）{低層用にあつては33.7mm以上（ $34.0 \pm 0.25\text{mm}$ ）}であつて、かつ、その肉厚が2.0mm以上（ $2.3 \pm 0.3\text{mm}$ ）{低層用にあつては1.7mm以上（ $2.0 \pm 0.3\text{mm}$ ）}であること。
- c 連結する構造の梁枠にあつては、連結材の板厚は5.5mm以上とし、これに使用するボルトの直径は11.7mm以上であること。

(3) 各部の名称

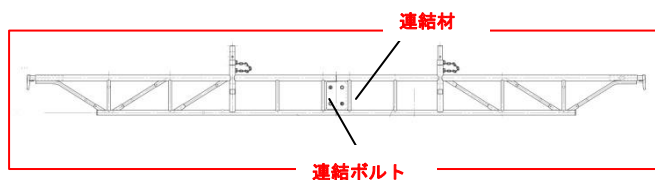
くさび式足場用梁枠の各部の名称は、それぞれ次の図に示す部分をいう。



例図A



例図B



例図C（連結する構造）

以下現行のまま